

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設の
加工事業変更許可申請書の概要について
(固体廃棄物の廃棄設備の変更等について)

平成 1 4 年 3 月
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院
核燃料サイクル規制課

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設の
加工事業変更許可申請書の概要について
(固体廃棄物の廃棄設備の変更等について)

本変更は、放射性固体廃棄物の保管廃棄能力を増強させるために、ウラン濃縮廃棄物建屋の保管廃棄能力を変更するとともに、ウラン貯蔵建屋内にBウラン濃縮廃棄物室を新たに設置し、あわせて建屋及び室の名称を変更するものであり、加工事業許可申請書の記載事項のうち、「3. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法」を変更するものである。なお、あわせて法令改正に伴う用語の適正化が図られている。

1. 変更の概要

(1) ウラン濃縮廃棄物建屋の変更

ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物の廃棄設備として既に設置済みであり、保管廃棄能力は約 4700 本(200L ドラム缶換算)である。

本建屋内には、未使用ドラム缶の一時保管場所等の空きスペースがあることから、これを利用することにより、保管廃棄能力を約 800 本増加させる。(第 1 図参照)

また、ウラン濃縮廃棄物建屋の室名を A ウラン濃縮廃棄物室とする。(表 1 参照)

(2) Bウラン濃縮廃棄物室の設置

既設ウラン貯蔵建屋のうち、劣化ウランを充填した廃品シリンダを貯蔵している C ウラン貯蔵庫内に間仕切り壁を設け、固体廃棄物の廃棄設備として B ウラン濃縮廃棄物室を設置する。(第 1 図参照)

これに伴い、ウラン貯蔵建屋の名称をウラン貯蔵・廃棄物建屋に変更するとともに、C ウラン貯蔵庫の名称をウラン貯蔵・廃棄物庫に変更し、室名を C ウラン貯蔵室とする。(表 1 参照)

Bウラン濃縮廃棄物室の保管廃棄能力は、約 1200 本(200 L ドラム缶換算)である。

なお、Bウラン濃縮廃棄物室の設置に際しては、Cウラン貯蔵庫内の廃品シリンダ置台の一部を移設するが、既設の置台のみの移設であり、劣化ウランの最大貯蔵能力に変更はない。(第2図参照)

2. 変更の工事に要する資金の調達計画

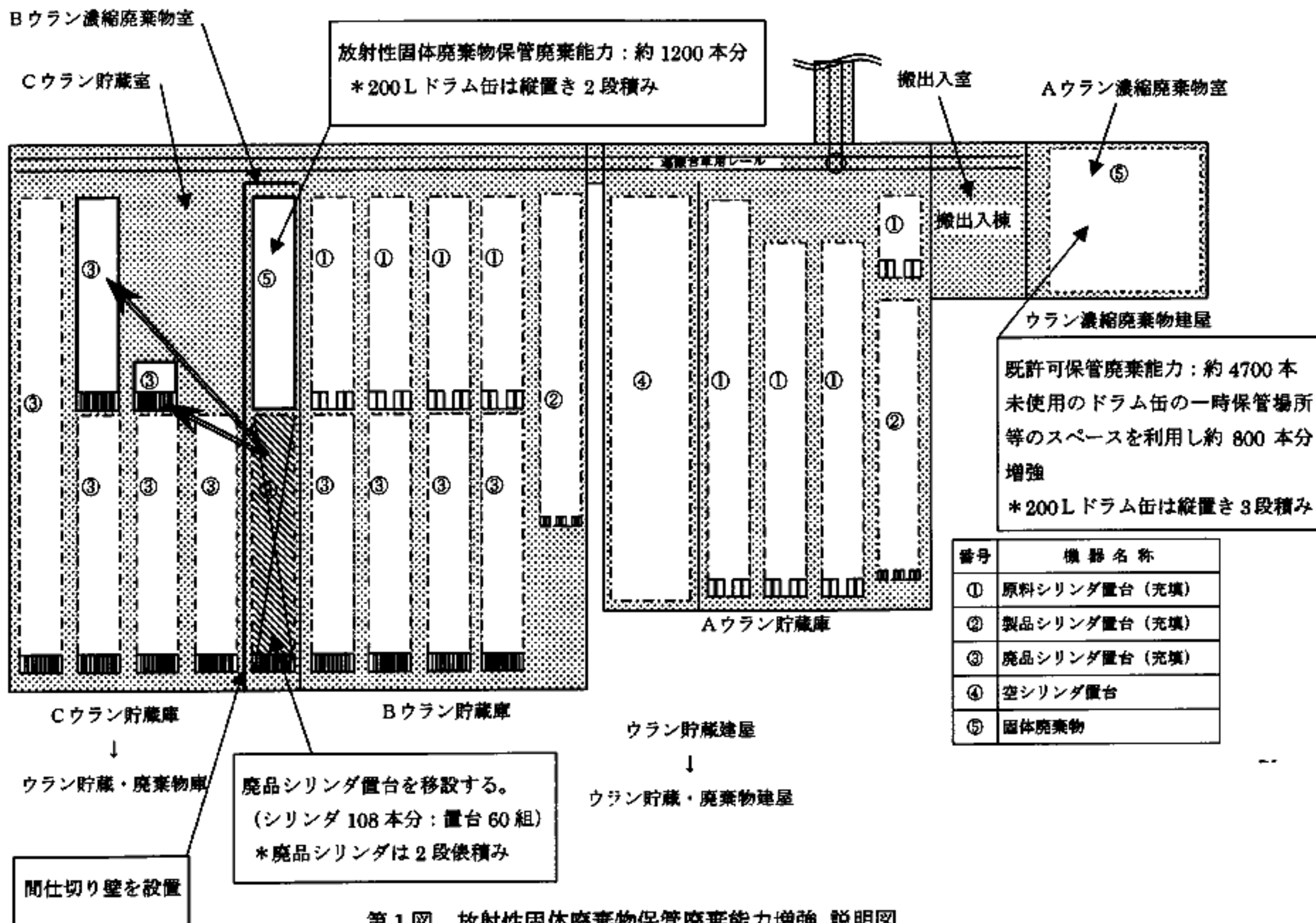
放射性固体廃棄物の保管廃棄能力を増強させるため、新たに設置するBウラン濃縮廃棄物室の工事の費用は、借入金にて賄うことを計画している。

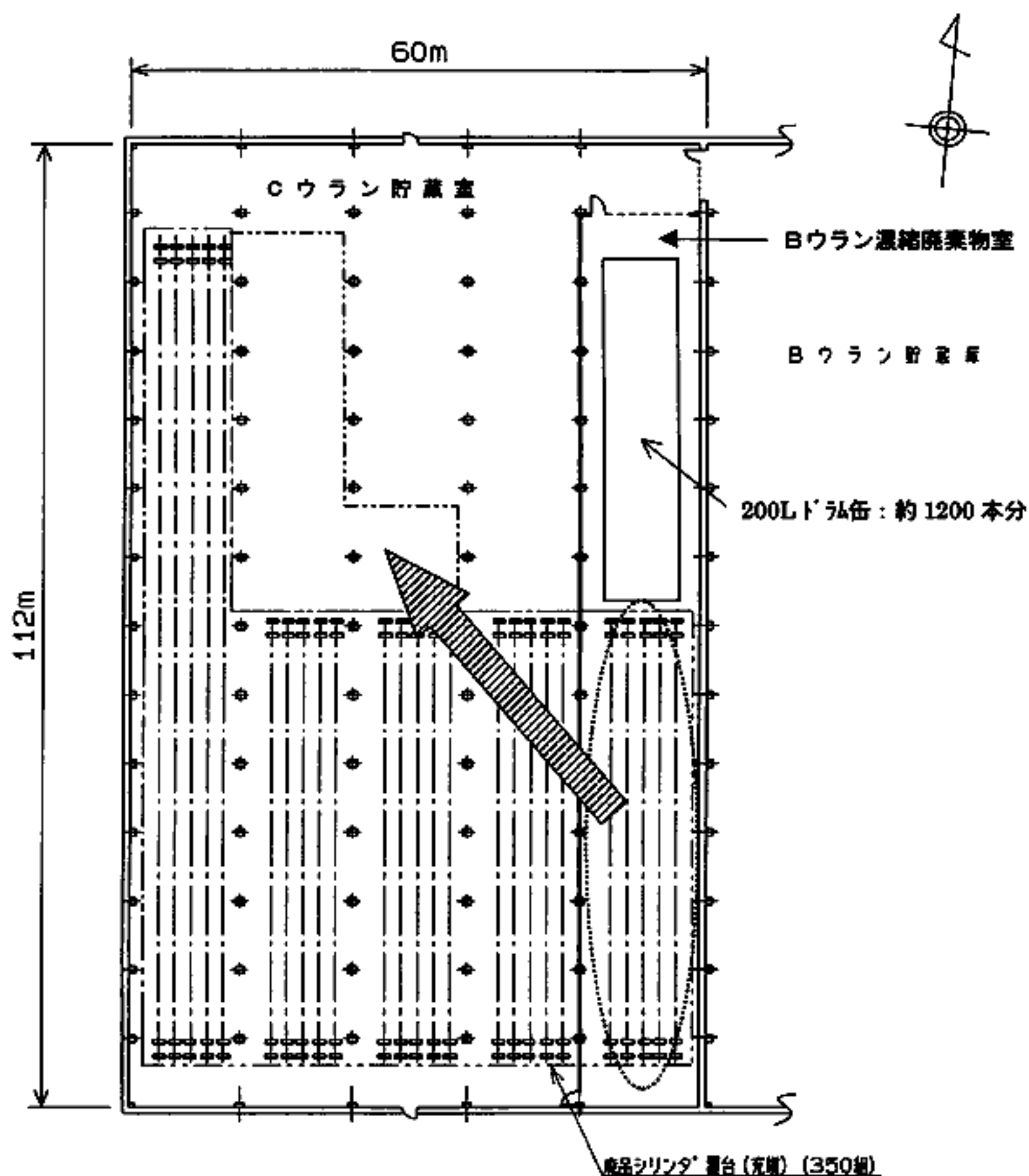
3. 工事計画

変更に係る加工施設の工事計画を第3図に示す。

表 1 保管廃棄室の設置に伴う建屋等の名称変更

変 更 前		変 更 後	
建屋名	室 名	建屋名	室 名
ウラン貯蔵建屋 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 Cウラン貯蔵庫 搬出入棟	 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 Cウラン貯蔵庫 搬出入棟	ウラン貯蔵・ <u>廃棄物</u> 建屋 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 <u>ウラン貯蔵・廃棄物庫</u> 搬出入棟	 Aウラン貯蔵 <u>室</u> Bウラン貯蔵 <u>室</u> Cウラン貯蔵 <u>室</u> <u>Bウラン濃縮廃棄物室</u> 搬出入 <u>室</u>
ウラン濃縮廃棄物建屋		ウラン濃縮廃棄物建屋	<u>Aウラン濃縮廃棄物室</u>





第2図 Cウラン貯蔵室（貯蔵設備）機器配置図

